

## 開成町告示第9号

開成町軽度・中等度難聴児補聴器購入等補助金交付要綱を次のように定める。

平成29年3月28日

開成町長 府川 裕一

### 開成町軽度・中等度難聴児補聴器購入等補助金交付要綱

#### (目的)

第1条 この告示は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく身体障害者手帳の交付対象とならないため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下、「障害者総合支援法」という。）第76条に規定する補装具費支給の対象とならない軽度・中等度難聴児の言語の習得やコミュニケーション能力の向上を支援するため、補聴器購入等に要する費用の一部を補助し、もって軽度・中等度難聴児の福祉の向上に資することを目的とする。

#### (補助対象児)

第2条 補助金の交付対象は、次の各号に掲げる要件を全て満たす児童とする。

- (1) 交付申請日において開成町に居住する18歳未満の者であること。
- (2) 両耳の聴力レベルが30デシベル以上であって、聴覚障害を事由とする身体障害者手帳の交付対象とならないこと。
- (3) 補聴器の装用により、言語の習得等に一定の効果が期待できると別表に掲げる医師が判断した者であること。

2 前項の規定にかかわらず、障害者総合支援法第76条第1項ただし書に該当する場合又は労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令の規定に基づいて補聴器購入費等の助成を受けられる場合は、補助対象外とする。

#### (対象経費)

第3条 補助対象となる経費は、補聴器の購入又は修理に要する費用とする。

2 補助対象となる補聴器の種類は、補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省告示第528号。以下「補装具支給基準」という。）の別表の1（購入基準）の（5）の補聴器の項に掲げる補聴器（付属品を含む）とする。ただし、同表中「高度難聴用」とあるのは「軽度・中等度難聴用及び高度難聴用」と読み替える。

#### (補助基準額等)

第4条 この補助金の算定基礎となる額は、補聴器の購入又は修理に要する経費として町長が必要と認める額（以下「購入費」という。）と、補装具支給基準第3項又は第

4項を準用して算定した額（以下「基準額」という。）とを比較して少ない方の額とする。

- 2 補聴器は、装用効果の高い側の耳への片側装用とする。ただし、町長が教育、生活上等特に必要と認めた場合は両側に装用することができるものとし、その場合の補助金の算定基礎となる額は、左右それぞれの耳について購入費と基準額とを比較して少ない方の額とする。

（補助金の交付額）

第5条 補助金の額は、前条に定める額の3分の2とし、円未満の端数が生じた場合は円未満を切り捨てた額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、補助対象児童の保護者が次の各号に掲げるいずれかの要件に該当する場合は、前条に定める額の全額を補助する。

- (1) 申請日の属する年度（申請日が4月から6月までの場合は、前年度）分の町民税非課税世帯に属する場合
- (2) 生活保護受給世帯に属する場合
- (3) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付を受けている世帯に属する場合

（交付申請）

第6条 補助金の交付を希望する対象児童の保護者（以下「申請者」という。）は、開成町軽度・中等度難聴児補聴器購入等補助金交付申請書（第1号様式。以下、本則において「申請書」という。）に、次の各号に掲げる書類を添付して、町長に申請するものとする。

- (1) 別表に掲げる医師が対象児童の聴力検査を実施して交付した、開成町軽度・中等度難聴児補聴器購入等補助金交付医師意見書（第2号様式。以下、本則において「意見書」という。）
- (2) 意見書に基づき補聴器販売業者が作成した見積書
- (3) 申請者の属する世帯員全員の所得（課税）証明書（申請日の属する年度（申請日が4月から6月までの場合は、前年度）分の住民税が他市町村で課税されている場合に限る。）
- (4) その他、町長が必要と認める書類

- 2 前項の規定にかかわらず、修理費に係る補助申請の場合にあっては、町長が認めた場合に限り、意見書の添付を省略することができる。

- 3 補聴器の購入後又は修理後の補助金の申請については、これを認めない。

（審査）

第7条 町長は、申請書を受理したときは、次により審査を行う。

- (1) 申請者の属する世帯員全員の所得状況を調査し、第2条第2項の規定により対象外とならないことを確認する。
- (2) 意見書により、第2条第1項第2号及び第3号の要件に該当することを確認す

る。

(3) 申請のあった補聴器の種類及び付属品について、障害者総合支援法に基づく補装具費支給の基準に準じ、真に必要と認められるものであることを確認する。

(交付決定)

第8条 町長は、補助金の交付を行うことを決定した場合は、開成町軽度・中等度難聴児補聴器購入等補助金交付決定通知書（第3号様式。以下、本則において「交付決定通知書」という。）及び開成町軽度・中等度難聴児補聴器購入等補助金支給券（第4号様式。以下、本則において「支給券」という。）を申請者に交付するものとする。

2 町長は、補助金の交付申請を却下することを決定した場合は、開成町軽度・中等度難聴児補聴器購入等補助金交付申請却下決定通知書（第5号様式）を申請者に通知するものとする。

(補聴器の購入)

第9条 申請者は、交付決定後速やかに、交付決定通知書に記載された決定事業者（以下「業者」という。）から補聴器を購入するものとする。

(補助金の請求)

第10条 前条の規定により補聴器を購入した申請者は、開成町軽度・中等度難聴児補聴器購入等補助金請求書（第6号様式）に領収書を添えて、町長に補助金を請求するものとする。

2 町長は、前項の規定により請求があったときは、その内容を審査し、相当と認めたときは、補助金を交付するものとする。

(補助金の代理受領)

第11条 町長は、申請者が業者に補助金の受領を委任した場合は、前条の規定にかかわらず、交付すべき補助金の額を限度として、申請者に代わり業者に支払うことができる。

2 前項の規定により委任を受けた業者は、給付券の委任状欄に代理受領に係る必要事項を記載し、請求書を添えて町長に請求するものとする。

3 前項の規定による補助金の支払いがあったときは、申請者に対し補助金の支給があったものとみなす。

(関係帳簿の整理)

第12条 町長は、補助金の支給に当たって、軽度・中等度難聴児補聴器購入等補助金支給台帳（第7号様式）を備え、必要な事項を記載するものとする。

(補助金の返還)

第13条 町長は、次の各号に掲げるいずれかの要件に該当するときは、申請者に補助金の一部又は全部の返還を求めることができる。

(1) 虚偽又は不正の手段により補助金を受けたとき。

(2) 補聴器を目的に反して使用し、譲渡し、貸与し、又は担保に供したとき。

(3) 開成町補助金等交付規則（昭和62年4月7日規則第3号）第9条に該当したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、補助金の支給が不相当と町長が認めるとき。

(その他)

第14条 この告示に定めのない事項については、補装具支給規準及び補装具費支給事務取扱指針について（平成18年9月29日付け障発第0929006号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別添及び補装具費支給事務取扱指針並びに開成町障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則を準用するものとする。

2 その他、本事業の実施に関して必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第2条、第6条関係）

軽度・中等度難聴児補聴器購入等補助金用診断書を作成する医師は、次表のいずれかに該当する医師とする。

身体障害者福祉法第15条第1項に基づく指定医（聴覚障害に係るものに限る）
障害者総合支援法第59条第1項に基づく指定を受けた指定自立支援医療機関の医師 （一般社団法人日本耳鼻咽喉科学会から耳鼻咽喉科専門医の認定を受けた医師に限る）